

掛川市告示第1号

掛川市勤労者住宅建設等資金貸付事業実施要綱（平成17年掛川市告示第48号）の一部を次のように改正する。

令和8年1月8日

掛川市長 久保田 崇

第1条中「良好な居住性及び居住環境」を「良好な居住環境」に、「新築若しくは増改築」を「取得」に改め、「（以下「住宅の建設等」という。）」を削る。

第2条に次の1項を加える。

2 この要綱において「住宅の建設等」とは、市内における次の各号のいずれかに該当する行為をいう。

- (1) 自己の居住の用に供する住宅の新築若しくは増改築又は購入
- (2) 自己の居住の用に供する土地の購入

第5条第1項第1号中「住宅の新築」の次に「又は購入」を加え、同項第3号中「取得」を「購入」に改める。

第10条第1号中「新築又は増改築」を「新築若しくは増改築又は購入」に改め、同号中コを削り、サをコとする。

第10条第2号中「取得」を「購入」に改め、同号中クを削り、ケをクとする。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。